

河農発第164号
令和7年1月31日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

河内町長 野澤 良治

市町村名 (市町村コード)	河内町 (084476)
地域名 (地域内農業集落名)	長竿地区 (長竿、下町歩、十里、庄布川、源清田、田川、金江津)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地区は、水田地帯であり、水稻栽培が盛んである。
- ・農業者の高齢化・担い手不足が進行しており、農業後継者の確保・育成が喫緊の課題である。
- ・担い手の耕作地が点在しており、集積化が進んでいない。
- ・地域内の水田は、ほぼ基盤整備が完了しているが、エリアの一部で区画が小さく、作業効率が悪かったり、用水の確保が難しい水田がある。
- ・10年後の意向が売りたい・貸したい農地があり、担い手の引き受け意向とのマッチングが課題であり、今後これら農地の維持及び有効活用が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・今後も水稻栽培を行う。
- ・離農等による農地集積は、地域の担い手に引き継ぐことで、優良農地の保全に努める。
- ・ドローンの活用によるスマート化による省力化、低コスト化を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	369 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	369 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その他耕作条件の悪い土地や担い手の見込みのない土地について、保全・管理を行う区域とするかは今後も協議していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

- ・農地バンク(中間管理事業)を活用して、地域内の認定農業者等を中心に「農業を担う者」への農地の集積・集約化を基本として取り組んでいく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・所有者及び担い手の意向を踏まえ、段階的に農地中間管理機構に貸し付けを進めていく。
- ・離農等で新たに発生する農地の貸借は、農地中間管理事業を活用し、農業を担う者への農地の集積・集約に関する取り組みを推進する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・本地域においては、基盤整備事業が完了しており、有効利用を進める。用水路や排水路の整備については関係機関と連携し、長寿命化対策を実施する等、保全に努める。
- ・耕作条件改善事業を活用し、部分的な耕作条件の改善を図る。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・地域内外にかかわらず農業者を受け入れることに加えて、新規就農者に対しては、地域の状況について情報提供を行ったうえで、営農計画との適合性を鑑みながら、就農に向けた支援を行う。
- ・地域内の若年層や定年退職者等を将来の担い手候補として、農業後継者の確保・育成に取り組む。地域内の担い手で受けきれない場合については、地域外の経営体を受け入れ、農地の維持に努めていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる防除作業は、JA等の農作業受託事業を進める。

- ・地域内で作業受託を行う事業体へ農作業の一部を委託することで、農作業の効率化を図り、農業経営を維持できる体制を作る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①ナガエツルノゲイトウの被害拡大を防ぐため、対策や防除方法について農業者への情報提供を図っていく。
- ③農作業の省力化を目指とした、ICTなどを活用した次世代型農業「スマート農業」の推進を図っていく。
- ④農業者への情報提供などを通じて、農作物の輸出を促進する。
- ⑦中山間地域等直接支払制度や多面的機能交付金事業の活用により、保全・管理を行うとともに、遊休農地は地域農業に即した利活用が行えるように検討する。
- ⑧農業の持続や規模拡大を目指すための農業用施設の整備を支援し、担い手の維持確保を図る。